

## 園をお休みいただく基準について

下記 1～3 の基準により保育所等に登園しなかった際の利用者負担額（保育料）は日割り計算の対象となります。

（ゴシック体はこれまでの取扱いからの変更点になります。）

## 1 園児が以下の事由に該当する場合

事 由	お休みいただく期間
発熱や呼吸器症状が認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査（PCR 検査等<sup>※1</sup>。以下同様）しない場合、解熱後 24 時間経過し、呼吸器症状が改善するまで</li> <li>・検査結果が陽性の場合、治癒するまで</li> <li>・検査結果が陰性の場合、解熱後 24 時間経過し、呼吸器症状が改善するまで</li> </ul>
感染（検査で陽性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治癒するまで</li> </ul>
濃厚接触者（保育所等が「感染の可能性がある方」に指定した場合も含む。以下同様）に特定された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察期間終了まで（ただし、7 日間の待機期間を経過した後、登園できる場合があります<sup>※2</sup>。）</li> <li>発熱や呼吸器症状が認められる場合、医療機関を受診するなどの対応を取ってください。</li> </ul>

## 2 園児の同居家族が以下の事由に該当する場合

事 由	お休みいただく期間
発熱や呼吸器症状が認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該同居家族が回復するまで</li> <li>ただし、その後陽性となった場合は、園児が濃厚接触者となりますので、上記 1 の表のとおりご対応ください。</li> </ul>
感染（PCR 検査等 <sup>※</sup> で陽性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児が濃厚接触者となりますので、上記 1 の表のとおりご対応ください。</li> </ul>
濃厚接触者に特定された場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該同居家族と陽性者との最終接触日の翌日から 7 日間（待機期間）を経過するまで</li> </ul>

## 3 家庭での保育ができる場合

まん延防止等重点措置の期間については、保護者が家庭で子どもを保育できる場合など、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いします。

※1 PCR 検査等とは、保健所または医療機関の指示に基づき受けた検査のほか、自費検査等の任意で行う PCR 検査や抗原検査を含みます。

※2 濃厚接触者の健康観察期間は、陽性者との最終接触日の翌日から 10 日間の間、1 日 2 回の体温測定および体調管理を行ってください。園の利用については、陽性者との最終接触日の翌日から 7 日間を経過した場合、マスク着用のうえで登園することができます。

なお、この場合、マスクの着用が困難な園児は、保育所等の感染症対策の体制が整っており、受け入れ可能と判断されれば、登園することができます。